

第3回宮島財源確保検討委員会 会議録（要点）

日時：令和2年2月6日（木）13：25～15：20

場所：廿日市市役所3階 政策審議室

1 出席状況

出席した委員	市川太一、長坂康史、正本文雄、坂本恭弘（代理出席） 梅林保雄、塩田ひとし、山中好文、堀野和則
欠席した委員	田村興造
出席したオブザーバー	J R 西日本宮島フェリー株式会社 代表取締役社長 今津時宏 西日本旅客鉄道株式会社広島支社 営業課長 辻本 建 宮島松大汽船株式会社 代表取締役社長 倉本照明 常務取締役 松本 誠
出席した職員	経営企画部宮島財源確保推進担当部長 加藤正行 次長兼宮島財源確保推進室長 阿比留彩子 宮島財源確保推進室調整監 西村元伸 宮島財源確保推進室主任 児玉剛樹 経営企画部宮島まちづくり企画室長 清水俊文

2 公開・非公開

非公開により開催した。

（ただし、議事1「課税客体について」の冒頭までは公開）

3 開会

4 新任委員の紹介

（新任）宮島町商工会 会長 梅林保雄

5 議事

(1) 課税客体について

◎事務局から資料1により説明

◎質疑等

発言者

- ・説明のあった案①は、島民にとっても島民への支援策を講じる市にとっても事務的な負担が大きすぎるのではないかと。案②であれば、どのように徴収する現場で区分するかという課題はあるだろうが、島民にも賛成が得られるのではないかと。

発言者

- ・案②の場合、個人個人で見ると、例えば親の介護等のために宮島に訪問する行為は、あまり原因者とならない場合もありそうだが、その場合も、広く原因者として捉えることとなるのか。

事務局

- ・税の制度の中での原因者又は受益者は、個々の理由ごとに考えるのではなく、集団として捉えるものと考えている。そのため、介護等で宮島に来られる方は、現時点では来訪者の集団に入ると考えている。そういった方には、丁寧な説明が必要であるし、今日提案した「とん税」のような1年間分の一時払いによって負担軽減が講じられないか考えている。

発言者

- ・案②の納税義務者で、島民や通勤通学者は課税対象ではなく、それ以外は課税対象となり頻度が多い場合は、「とん税」のような1年間分の一時払いの制度で対応との説明であったが、宮島に事業所等がない場合で、宮島に仕事で行く場合などは課税対象とすることで確定なのか。

事務局

- ・案②の説明では、島民や通勤通学者以外は課税対象と説明したが、課税技術上、外形的に判断することも必要となってくる。原因者となり得ない方で外形的に判断ができる場合は課税対象から外れるように整理をする必要がある。今日示した内容では、島民や通勤通学者とそれ以外で線引きをしたものを提示している。

発言者

- ・訪問の定義の「恒常的に」の意味からすると、宮島で勤務する者は、恒常的に所在しているとは言い難いのではないかと。

事務局

- ・宮島の事業所に勤務する者は、恒常的に宮島に所在していると位置づけたが、疑義が生じないように定義する必要がある、今後整理していく。

発言者

- ・個々に行政需要が必要となる原因の度合いが異なると思うので、ある程度は観光施策に税財源を充てることで納税者に理解も得やすいのではないかと思う。

事務局

- ・資料1・16ページの一橋大学・吉村教授の見解にあるように、太宰府市の例では、駐車場に駐車した際に課税を行い、普通税として制度設計をしている。普通税としながらも、納

税者の理解が重要となってくるので、使途の方向性を条例で示している。案②を採用した場合には、太宰府市の例を参考にしながら使途も含めて納税者の理解が得られる仕組みを考えていくこととなる。

発言者

- ・税の使途については、ある程度絞って検討委員会に提示する必要があるのではないか。納税者の理解は、税の使途の部分に関係してくるので、理解の得られる使途にしておく必要がある。

発言者

- ・宮島に1日に複数回入域する者もいるかもしれないが、その場合、負担額が大きくなるが過重な負担とならないのか。

事務局

- ・1日に複数回入域し、その頻度が多い場合は、過重な負担とならないよう「とん税」のような一年間分の一時払いの制度を考えている。

発言者

- ・案①は、全員に課税する制度であり、総務省が言う税の公平性からすれば問題はないのだろう。案②は、委員から質問があったように多少、曖昧な部分があるのでその整理を行っていくことが必要だろう。

(2) 徴収方法について

◎事務局から資料2により説明

◎質疑等

発言者

- ・過去の検討委員会で税の制度設計について示されたが、今回はより具体的な制度設計が2つ示されたと思う。2つの案について、島民の方の負担が軽減されるようなものであると認識している。
- ・今後、徴収方法について、フェリー事業者と具体的なシステムをどうするかを検討していきたい。納税者の理解が得られ、フェリー事業者の負担もできる限り軽減できる仕組みを検討できればと思っている。ご協力をお願いしたい。

発言者

- ・第2回検討委員会で特別徴収により検討するということとなっているが、特別徴収の実施に当たっては大きな課題があると認識している。特に、海外からの旅行者が増加傾向にあり、それらのフェリー利用者に税の説明をどのように行うかなど言葉の課題もある。事前の周知だけでは十分に対応できないのではないかとというのが現場の声である。
- ・ピーク時に1便あたり200人程度の海外からの旅行者の乗船が想定され、これまで企画チケットを提示するだけで乗船していた海外からの旅行者に対して、適切に税の徴収を行うことができるかという部分が一番の課題だと捉えている。実施するにしても、少なくとも案内窓口の設置を市にお願いできるのかなど検討の中に入れて頂きながら、廿日市市と細かい部分の検討を進めていくことが必要だろうと考えている。

発言者

- ・企画チケットを持っている者への対応が課題だとの意見であったが、市が対応しなければならない部分もあるだろうし、フェリー事業者もそれで利益を得ている部分もあるだろうから一定の協力をお願いしたい。外国人客への対応で色々と整理が必要な部分も多い。徴収方法検討部会での整理が必要だろう。

(3) その他

発言者

- ・導入の大まかなスケジュールは。

事務局

- ・案①案②の2つの課税客体について検討をしている。3月末の検討委員会では、この2つの案についてさらに整理をする。そこである程度の制度設計の方向性を示し、中間報告のようなものができればと考えている。
- ・徴収方法については、現在、徴収方法検討部会において特別徴収義務者（フェリー事業者）と課題について協議しているが、課題解決に時間がかかることも予想され、令和3年4月の導入を一つの目標に置きながらも、一つ一つ課題を整理していきたい。

発言者

- ・税率は検討委員会で決定することとなるのか。

事務局

- ・税率の設定については、資料1・20ページで示した事項を踏まえながら、検討委員会で一度ご議論いただきたい。その方向性が示された報告を受けて、最終的に市が条例を作成し、議会の議決を得て決定というプロセスになる。

(4) 全体のまとめ

- ・第②について、さらに整理を行う。
- ・第4回検討委員会で、法定外税の導入について一定の方向性を出せるように努力をする。

6 閉会

準備が整い次第、議事概要について市ホームページで公開する。内容については、委員長と事務局とで調整を行うこととする。

(参考)

○廿日市市総合計画審議会傍聴取扱要領

令和2年4月13日

告示第120号

(趣旨)

第1条 この要領は、廿日市市総合計画審議会条例第8条の規定に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、これを一般席及び市政記者席に分ける。

(一般席の定員)

第3条 一般席の定員は、10人以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会議の開催場所の規模等を勘案して会長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(傍聴の受付)

第4条 傍聴の受付は、所定の場所において、会議開始予定時刻の30分前から会議開始時刻の10分前までの間に行うものとする。

- 2 会議を傍聴しようとする者（以下、「傍聴人」という。）は、傍聴券の交付を受けなければならない。
- 3 傍聴券は、申込み順に交付する。
- 4 申込書には、住所及び氏名を記入しなければならない。
- 5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときはこれを返還しなければならない。

(傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ビラ、プラカード、旗、のぼりの類及び笛、太鼓、拡声器その他音の出る機材の類を携帯している者又は音を鳴らしている者
- (4) 引率者のいない12歳未満の者
- (5) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に挙げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為を行うこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第7条 会長は、傍聴人がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場を命じることができるものとする。

- 2 傍聴人は、前項の規定により会長が退席を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(部会への準用)

第8条 第2条から第7条までの規定は、廿日市市総合計画審議会条例第6条に基づいて設置される部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月13日から施行する。